

国連提供資料【日本語訳】

日本国沖縄県に存在する米軍基地（キャンプ・ハンセン）と PFOS 等の問題について

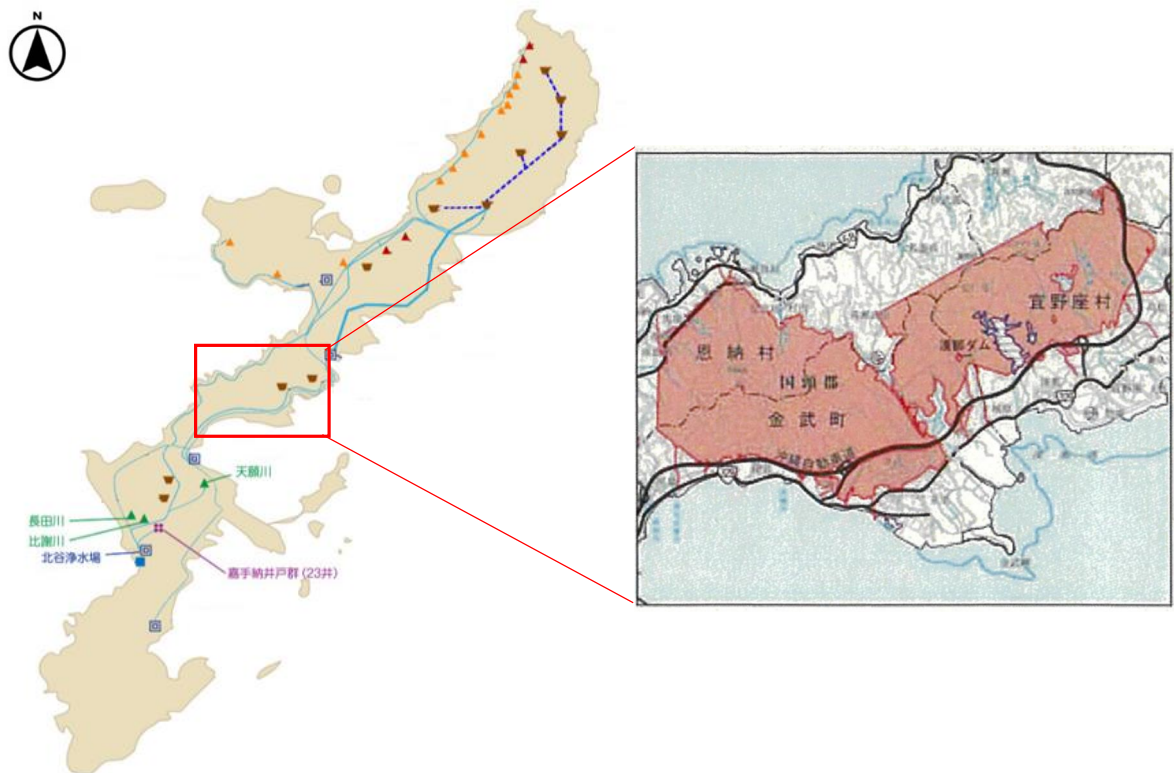
沖縄県

導入

日本国の地方政府としての沖縄県は、これまで、沖縄県内の環境中の PFOS 等の状況を把握するため、沖縄本島、宮古、八重山地域など全県域において PFOS 等の調査を実施してきた。

調査の結果、県域の複数個所において PFOS 等が検出されたが、米軍基地周辺で国の暫定基準値 50ng/L を超える高濃度の PFOS 等が検出されている。

沖縄県は、汚染源の特定のため、立入調査を米軍に申請し、日本政府にも米軍に立入を認めさせるよう要請しているが認められていない状況にあることから、地域住民に大きな不安を与えている。



キャンプ・ハンセンの位置図

キャンプ・ハンセン周辺における PFOS 等（PF0A、PFHxS）の調査及び検出状況

2020 年 6 月に沖縄県北部の自治体である金武町が行った水質検査の結果、米軍基地であるキャンプ・ハンセン周辺に位置する金武浄水場の水源である井戸の金武 2 号、3 号、4 号及び並里浄水場の水源である和留美原 1 号から PFOS 等が 87～410ng/L、金武浄水場の水道水から 70ng/L、並里浄水場の水道水から 50ng/L 検出したため、金武町は、2020 年 7 月から一部の水源の井戸からの取水を停止している。

2021 年 10 月、沖縄県は、米軍基地周辺の浄水場（沖縄県北部の 6 市町村）の PFOS 等の検査状況を調査した結果、金武町以外は、全て暫定目標値以下であったことを、報道機関等を通じて発表した。

2021 年 12 月、沖縄県は、日本政府の地方組織である沖縄防衛局を通じて米軍に対し、キャンプ・ハンセンへの立入調査の許可申請を行った。

沖縄県は、2022 年 2 月、同年 5 月、同年 9 月、同年 11 月、2023 年 2 月、2024 年 3 月、沖縄防衛局に対し、立入申請の進捗状況を確認したところ、「立入申請について、米軍に対し様々な機会を通じて伝達しており、引き続き、PFOS 等の問題に関する政府の取り組みを進める中で、沖縄県と緊密に連携しながら米軍としっかり議論していく。」と回答があったが、立入についてはいまだに実現していないことから、地域住民に大きな不安を与えている。

2022 年 3 月、金武町から検査の結果、再度暫定目標値を超過（59ng/L）したため、別の水源の井戸からの取水に変更したとの報告があり、沖縄県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業を行う沖縄県の地方公営企業である沖縄県企業局の協力を得て、臨時水質検査への支援を行い暫定目標値以下となっていることを確認した。

2022 年 3 月以降、沖縄県は、企業局と連携して金武町に対し、PFOS 等の低減化に関する情報提供や助言等を継続して行っている。

金武町は、企業局に対し、PFOS 等の低減化のため、水道用水の供給量の増量を要請。国の補助金を活用して、関連工事を実施し、2023 年 2 月から金武浄水場及び並里浄水場からの給水を停止し、企業局からの水道用水を各家庭等へ供給している。

2024 年 3 月 27 日、沖縄防衛局が沖縄県庁を訪れ、2019 年 9 月にキャンプ・ハンセンで PF0A を含む泡消化薬剤が保管されていたとの報道がなされた件

で、米側に事実関係を確認したところ、米側から下記のとおり情報提供があったとの説明があった。

- ・ キャンプ・ハンセンにあった泡消火薬剤は、2021 年 9 月に交換を完了し、適切に焼却処分されたこと
- ・ 使用歴はなく適切に維持管理してきたこと
- ・ 漏出事案の発生や区域外への流出の記録はないこと

課題

金武町の水源周辺の地下水脈は複雑なため、断定は出来ないが、キャンプ・ハンセン周辺の河川等で高濃度の PFOS 等が検出されていることから、原因究明のため、キャンプ・ハンセンへの立入調査の許可申請について沖縄防衛局を通じ、米軍に対し行っている。

これまで、米軍基地由来の蓋然性が高い PFOS 等に関する普天間飛行場及び嘉手納基地内への立入調査申請は、申請後数年経っても回答が無い状況であることから、キャンプ・ハンセンへの立入調査の申請についても同様に扱われる可能性が高い。

今後の対応

沖縄県は、沖縄防衛局を通じて、米軍に対し、キャンプ・ハンセンへの立入調査の実現を引き続き求めていく。

また、沖縄県は、引き続き、安全安心な水道水の安定供給のため、沖縄県企業局と連携しながら、金武町に対し、安全のための目標値の遵守、安心のための更なる低減化について必要な助言を行っていく。

まとめ

これまで沖縄県は、日本政府に対し、米軍基地内の立入調査を認めさせるよう要請しているが、米軍に裁量を委ねられる形での運用となっている日米地位協定及び環境補足協定が障壁となり、基地内への立入が認められておらず、汚染源の特定ができない状況にある。

国連が定めた SDGs の 17 のゴールの一つに「水と衛生」が定められており、また、国際人権法上、「水を得る権利」は、基本的な人権として認識されている。

沖縄にとっての水の問題は人権と地域の文化の問題であり、PFOS 等の汚染原因をしっかりと調査することは、我々の権利であるが、県民の水に対する権利を保障することが困難な状況にある。

ぜひ、国連からも、日米両政府に対して、沖縄県における PFOS 等の問題解決のために、日米地位協定の抜本的な見直しや、基地内立入調査、PFOS 汚染対策などの抜本的な対策を実施するよう、働きかけていただきたい。今後の沖縄県の取組にお力添えいただけることを期待している。